

教委高 第 1751 号  
平成24年11月26日

各県立学校長 殿

高校教育課長

大分県立学校管理規則の一部改正について（通知）

大分県立学校管理規則（昭和42年大分県教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）を以下のように改正したので通知します。

なお、改正内容について、事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

【改正内容】

- （1）運営委員会の規定新設（規則第22条の2）  
校長を補助する機関として、校務に関する企画立案及び連絡調整等を取り扱う運営委員会の規定を新設するもの。
- （2）職員会議の役割の明確化（規則第22条の3）  
職員会議は、校長が学校の運営上必要があると認めたときに任意に設置できる校長を補助する機関であり、意思決定の機関ではないことを明確にするもの。
- （3）施行期日 平成25年4月1日

担 当  
高校教育課 管理予算班  
中村 均子  
電話 097-506-5601

○ 大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二条 休業日（第二条）</p> <p>第三条 教育活動（第三条―第七条）</p> <p>第四条 教材の取扱い（第八条―第十条）</p> <p>第五条 職員組織（第十一条―第二十二条の四）</p> <p>第六条 職員の服務（第二十三条―第二十八条の二）</p> <p>第七条 施設、設備等の管理（第二十九条―第三十二条）</p> <p>第八条 雑則（第三十三条・第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一条から第二十二条まで （略）</p> <p>（運営委員会）</p> <p>第二十二条の二 学校に、運営委員会を置く。</p> <p>2 運営委員会は、校長を補助する機関として、校務に関する企画立案及び連絡調整その他校長が必要と認める事項を取り扱う。</p> <p>3 運営委員会の構成員は、校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教務主任、学年主任その他校長が必要と認め</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二条 休業日（第二条）</p> <p>第三条 教育活動（第三条―第七条）</p> <p>第四条 教材の取扱い（第八条―第十条）</p> <p>第五条 職員組織（第十一条―第二十二条の三）</p> <p>第六条 職員の服務（第二十三条―第二十八条の二）</p> <p>第七条 施設、設備等の管理（第二十九条―第三十二条）</p> <p>第八条 雑則（第三十三条・第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一条から第二十二条まで （略）</p> <p>新設</p>

る者とする。

4 前三項に規定するもののほか、運営委員会の組織及び運営に  
関し必要な事項は、校長が別に定める。

(職員会議)

第二十二条の三 校長は、学校の運営上必要があると認めたと  
きは、校長がつかさどる校務を補助させるため、職員会議を置く  
ことができる。

2 職員会議は、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるも  
のを取り扱う。

一 校長が学校の管理運営に関する方針等を職員に周知するこ  
と。

二 校長が校務に関する決定等を行うに当たつて、職員の意見  
を聞くこと。

三 校長が職員相互の連絡を図ること。

3 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

4 前三項に規定するもののほか、職員会議の組織及び運営に関  
し必要な事項は、校長が別に定める。

(学校評議員)

第二十二条の四 学校に、校長が学校運営に関し意見を求めるた  
め、学校評議員を置く。

2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理

(職員会議)

第二十二条の二 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、  
職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

(学校評議員)

第二十二条の三 学校に、校長が学校運営に関し意見を求めるた  
め、学校評議員を置く。

2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理

解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

3 学校評議員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

第二十三条から第三十四条まで (略)

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

3 学校評議員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

第二十三条から第三十四条まで (略)